

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの  
 (1) 地方創生

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
1	B	指定都市 市長会	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき取得した土地は、同法第9条各号に基づき利用しか出来ない義務付けの緩和	法第9条第2項の後に、「ただし、前各号の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を失った(果たした)と認められる土地については、この限りでない。」とし、売却を含めた別の利用を認めること。(少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。)	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
2	B	釧路市	都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和	都市公園法第2条第2項に定める都市公園に設けられる施設に児童福祉法に定める児童館の追加を求める。	事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。
3	B	八王子市	都市公園内への町会自治会等地縁団体の会館設置に対する規制緩和	都市公園法施行令第5条第8項の「法第2条第2項第9号の政令で定める施設」の中に、地縁団体の会館施設を加えるよう、同施行令の改正を求める。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
4	B	富山県 埼玉県	防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和 一定条件を満たした小規模な寄宿舍の階段基準を住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し	防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるようにする。 建築基準法上は寄宿舍として取り扱われる、グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした場合など、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準にする。	提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの

(2) 一億総活躍社会の実現

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
269	B	特別区長会	「特別養護老人ホーム」と「障害者向けのグループホーム」の合築に関する規制緩和	区では「特別養護老人ホーム」や「障害者向けグループホーム」の整備が喫緊の課題であるが、用地に限りがあるため十分に進んでいない。そのため用地を有効活用し、同一建物の別フロアに「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」を合築することを検討している。(両者は独立した社会資源であり共有部分は持たない)しかし現行の厚生労働省令等では、「施設」と同一の建物の中に「障害者グループホーム」を合築することは認められていない。合築を可能とするため、この点について省令基準の規制緩和を要望する。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
5					
230	B	滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し	「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」において、サテライト型養護老人ホームを設置する際の本体施設として、養護老人ホームを追加するよう同基準の見直しをお願いしたい。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
6					
28	B	島牧村	指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する事項の規制緩和	指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することを認める。 (過疎地域指定や、人口〇千人未満の自治体などの条件付)	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
7					
105	B	川口市	再任用制度の緩和	他自治体において退職した職員を当市で再任用することができようように求める。	所管省からの回答が「任期付職員制度で対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
8					

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの

(3) 子ども・子育て支援

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
177	B	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	幼保連携型認定子ども園における園庭の位置及び面積に関する従うべき基準の参酌化	幼保連携型認定子ども園における園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。
9	B	兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	幼保連携型認定子ども園の設備に関する基準の緩和	幼保連携型認定子ども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとして、3歳以上の園児の保育に供するものとして、3歳以上の園児について可能な限り緩和すること	
3	B	倉敷市	保育標準時間と保育短時間の統合	支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間を統合する。	提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。
12	B	高知市	子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化	子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第20条第3項に規定する保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間）を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。（以下、略）	
10	B	箕面市	子ども・子育て支援新制度下における認定子ども園の保育短時間の廃止について	認定子ども園入園児童の保護者の保育必要時間等に依りて、市町村が決定を行うこととされている「保育標準時間」・「保育短時間」のうち、「保育短時間」を廃止する。	

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの

(3) 子ども・子育て支援（つづき）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
11	A	宇都宮市	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市へ移譲すること	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	指定都市への移譲については、積極的な検討を求める。 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。
12	B	特別区長会	家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和	家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されると認められる民間事業者も利用できるようにする。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、アレルギー対応等、食の安全が確保されることを前提とすること。
12	B	特別区長会	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができない経過措置期間（平成 32 年 3 月 31 日まで）を「当分の間」とする。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
13	B	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市	病児保育事業の補助要件の設定	病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）の補助要件である保育士等の配置要件について、利用児童 2 名以下でも、看護師と保育士それぞれ 1 名の配置が求められるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声があることから、利用児童数が定員 2 名以下の場合には、看護師 1 名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。
13	B	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市	病後・病後児ファミリーサポートセンター安定運営のための保育士配置基準の緩和	病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）については、看護師等を利用児童おおむね 10 人につき 1 名以上、保育士を 3 人につき 1 名以上配置することとされているが、保育士の配置基準を緩和し、「看護師等を利用児童おおむね 10 人につき 1 名以上、専用の講習を受けたファミリー・サポート・センター会員を利用児童 1 人につき 1 名以上」の配置も可能とすること。	

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの  
 (3) 子ども・子育て支援 (つづき)

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
14	A	栃木県	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲	<p>現行、県で行っている一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務を市町村に移譲する。(市町村以外のものが実施するものに限る。)</p> <p>【備考】                      ○「市町村以外のもの」にあたる事業者                      一時預かり事業・・・社会福祉法人、学校法人、宗教法人等                      病児保育事業・・・社会福祉法人、学校法人、医療法人、医師等</p>	指導監督の公正性や専門性の確保、事務負担の増加について配慮が必要。
15	B	東広島市	延長保育と放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準の緩和	<p>保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)においては、保育士を最低2人(朝夕時間帯は保育士1人がいれば他1人は子育て支援員等も配置可)配置することが義務付けられており、同施設に併設して放課後児童クラブを開所している場合に、同クラブも放課後児童支援員を最低2人(支援員1人がいれば他1人は補助員でも配置可)配置することが必要である。</p> <p>保育所等の延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブの利用児童数がいずれも少数でかつ</p> <p>(1) 保育士2人を配置する場合                      (2) 保育士1人を配置し、他1人が放課後児童支援員を配置する場合</p> <p>(※ただし、平成32年度までは保育士を放課後児童支援員とみならず特例あり)であれば、いずれかの施設に児童を集約して、保育士等2人による両施設の兼務を認めて欲しい。</p>	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの

(3) 子ども・子育て支援（つづき）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
81	B	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した放課後児童支援員を、1 クラブにつき 2 名（うち 1 名を除き、補助員の代替可）を配置することが義務付けられた。平成 27 年 4 月 1 日以前から勤務している職員についても一律に研修を受講することが義務付けられているため、研修制度導入前から従事している放課後児童支援専門員については、研修の内容の一部免除を求める。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
98	B	栃木県	放課後児童支援員認定資格研修の受講免除	都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」について、保育士等の国家資格を有する者については、研修を受講しなくとも支援員の有資格者と認定されるよう要件緩和をお願いしたい。	提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。
111	B	松山市	放課後児童支援員研修の受講要件の緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）第 10 条第 3 項の放課後児童支援員認定資格研修の受講要件に、放課後児童支援員の補助員経験者のうち子育て支援員研修（放課後児童コース）を修了した者（以下単に「子育て支援員」という。）に関する要件を明記の上、受講に必要とされる従事年数を他の児童福祉事業の従事者よりも短期化する。または、子育て支援員については、放課後児童支援員認定資格研修の受講科目のうち、子育て支援員研修の受講科目と重複するものの受講を免除する。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの  
 (3) 子ども・子育て支援 (つづき)

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
213	B	広島市	放課後児童支援員の資格要件等の緩和等	<p>1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）第 10 条第 3 項に定める「都道府県知事が行う研修」を指定都市が実施できるよう権限移譲を求める。</p> <p>2 省令附則第 2 条の経過措置について、平成 32 年 4 月 1 日以降も、例えば「省令第 10 条 3 項第 1 号から第 9 号の資格を有する者を採用後、1 年以内に研修を受講・修了することを予定している者」を含むとするなど、省令を見直すよう求める。</p> <p>3 省令第 10 条第 5 項の併設施設への兼務について、利用児童が帰宅するなど受入時に比べ利用児童数が減少し、他の利用者に支障が無い場合、市町村の判断により、放課後児童支援員を当該施設の専任とせず、2 人の放課後児童支援員により、当該施設及び併設される放課後児童クラブを兼務により運営できるよう省令を見直すよう求める。</p>	<p>1 については、「指定都市においても、県と協議の上、研修の実施について委託を受ける形で、研修を実施することは現状でも可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>2 については、提案の実現に向けて積極的な検討を求める。</p> <p>3 については、提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p> <p>なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。</p>

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの

(3) 子ども・子育て支援（つづき）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
15	A	大分市	指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲	指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、勧告、命令、指定の取消し等の権限の都道府県から中核市への移譲を求めるもの ○現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 ○移譲後の実施主体 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置市	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、手挙げ方式も含めた検討を求める。
17	A	大分市	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告・命令等の権限の都道府県から中核市への移譲	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限の都道府県から中核市への移譲を求めるもの 現行の実施主体 ○現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 ○移譲後の実施主体 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置市	
18	B	広島市	児童委員の役割を強化するために民生委員との兼任をできる規定化	民生委員でなくとも児童委員になれるよう、法の改正を求める。	児童に関する問題は、保護者が抱える問題と一体となることが多く、包括的な対応を求められる場合が多いことに配慮が必要。

② これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
169	B	兵庫県、滋賀 県、京都府、 鳥取県、徳島 県	国定公園における一定の工 作物の建築にかかる環境大 臣との協議の廃止	国定公園の特別地域内において、一定の要件（高さ が 50 メートル又はその地上部分の容積が 30,000 立 法メートル超）を超える工作物新築、改築又は増築 にかかる許可の際に必要な環境大臣との協議の廃 止	意見なし
19					

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
154	B	京都府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、 徳島県	マイナンバー制度における 情報連携（庁外連携）に関す る要件緩和 （特別貸付住宅について も条例により、公営住宅、 特定優良賃貸住宅と同様に 庁外連携を可能とする）	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連 携（庁外連携）に関し、独自利用事務として情報連 携を行う予定である特別貸付住宅についても、 公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可 能とする。	国民が混乱することのないよう配慮しつつ、 提案団体の提案の実現に向けて、検討するこ と。
155	B	京都府、滋賀 県、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県、 京都市、関西 広域連合	マイナンバー制度における 情報連携（庁外連携）に関す る要件緩和 （独自利用事務における入 手可能な特定個人情報 の範囲を別表事務の範囲外にも 拡大）	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連 携（庁外連携）に関し、番号法別表第二に規定され ている情報以外の情報についても入手可能とする。	国民が混乱することのないよう配慮しつつ、 提案団体の提案の実現に向けて、検討するこ と。
297	B	九州地方知 事会	マイナンバー制度における 情報提供ネットワークシ ステムの情報照会項目の見直 し	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務（独 自利用事務）が、情報提供ネットワークシステムを 使用して照会できる特定個人情報、準ずる法定事 務と同一の項目に限定されている。 そのため、独自利用事務において照会する情報につ いて、現在独自利用事務で添付を求めている書類 と、法定事務で求めている書類が同じである場合 （どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場 合等）は、当該書類に記載されている必要な項目を すべて照会できるように見直しを求める。	
21					

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの（つづき）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
153	B	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	マイナンバー制度における情報連携（庁外連携）に関する要件緩和（法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する（特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする）	マイナンバー制度における情報連携（庁外連携）に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する（特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする）	国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。
298	B	九州地方知事会	マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。 番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。	
300	B	九州地方知事会	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報入手が可能となるよう、データ標準レアウトの改善を求める。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。 なお、今後指定都市とその他の市町村で適用される市町村民税所得割の税率が異なることへの配慮が必要である。

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの（つづき）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
196	B	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	奨学金事務にかかるとマイナメンバーの利用をする主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナメンバーの独自利用を可能とするよう、番号法別表第 2 106 項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等（当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る）」を追加すること。（貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入力可能な特定個人情報とすること。）	行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。
290	B	大阪府、滋賀県、京都市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	公営住宅管理業務におけるマイナメンバーの利用	公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナメンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。	
299	B	九州地方知事会	マイナメンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	マイナメンバー制度において、情報提供ネットワークシステム（NWS）を使用するためには、中間サーバー（SV）が必要となる。中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを經由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの（つづき）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
118	B	岐阜市	生活保護法第 63 条の規定による費用の返還方法の追加	生活保護法第 63 条（以下、本提案において「法」という。）の規定による費用返還について、法第 78 条の 2 の規定のように、被保護者の最低限度の生活を維持することができている範囲で、かつ、被保護者から保護金品の一部を返還金の納入に充てる旨の申出があるという要件のもと、当該申出に係る費用返還ができるよう規定を新設されたい。	提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。 なお、検討に当たっては、生活保護制度が、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であることを留意すること。
204	B	広島市	生活保護の返還金の徴収方法の弾力化	生活保護費との調整を可能とし、被保護者の負担軽減や納付忘れ防止に繋げることができるよう、法の改正を求める。	
262	B	指定都市市長会	生活保護費と返還金の調整	生活保護法（以下「法」という。）第 63 条に基づき生じる債権の非免責化については、平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針で、今後検討を行い必要な措置を講ずるとされているが、公的扶助を適切に運用する観点から、法第 63 条による返還金について、法 78 条による徴収金と同様に被保護者から申出があった場合、保護費と調整をすることが出来るなど早期に法改正を検討し、適切な措置を講ずること。	
166	B	岐阜県	鳥獣保護区における狩猟による捕獲等の特例制度の創設	鳥獣保護区内における農林業被害の防止等を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認めるときは保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できるといった、新たな鳥獣保護区指定制度を導入する。	事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

24

25

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの（つづき）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
264	B	指定都市市長会	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて適用が除外されている（令第 7 条第 2 項）一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最適でない又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態にあって、出入口設置に多額の費用がかかるとも想定される。	事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
8	B	伊丹市	農業災害補償法の規定により市町村が行う共済事業の義務付けの緩和	農業災害補償法第 85 条の 7 で準用する同法第 85 条第 1 項の規定により、市町村が共済事業を行う場合に「必須事業」となっている「家畜共済」について、「任意事業」として整理していただきたい。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
74	B	石川県	農業共済保険審査会の必置義務の見直し	農業災害補償法（以下「法」という。）第 143 条の 2 の規定により存置されている都道府県農業共済保険審査会（以下「審査会」という。）について、審査事案が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるよう必置義務を見直してほしい。	意見なし

26

27

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの（つづき）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
63	B	川越市	前期高齢者のうち高齢者受給者証の適用を受ける 70 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続きの簡素化	70 歳から 74 歳の方が高額療養費の支給を受けようとするときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が、国民健康保険法施行規則第 27 条の 17 で示された事項を記載した高額療養費支給申請書を提出しなければならぬとされている。 一方、後期高齢者医療制度の被保険者は高額療養費の支給申請に際し、申請書を広域連合に提出するものとされている（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 70 条）が、その内容は簡易なものであり、更に一度申請を行えば次回以降は申請がなくても高額療養費が支給されるという運用になっていることから、70 歳から 74 歳の方の高額療養費支給申請手続きについても簡素化することを求める。	被保険者の負担軽減、事務の効率化等の観点から、十分な検討を求める。
186	B	兵庫県、洲本市、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県	国民健康保険の高額療養費の請求に際しての手続きの簡素化	国民健康保険の高額療養費の請求に際し、70 歳から 74 歳までの前期高齢者については、後期高齢者医療保険と自己負担限度額の差がないことから、後期高齢者医療保険の高額療養費と同様に一度申請すれば、その後は申請がなくても高額療養費が支給されるよう手続きを簡素化する	
252	B	豊田市	法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止	住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。 (事務処理要領の改正)	提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

28

29

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの（つづき）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
141	B	滑川市	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。	同法第 37 条第 1 項に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみ、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、地下水源の汚染や涵養の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予見される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	経済産業省・国土交通省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。
209	B	広島市	市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大	市町村に、法定受託事務及び協力・連携事務の処理に必要な年金情報を見ながら市民対応が可能ないシステム（年金事務所と同様のもの）を設置し、事務の適正化や市民の満足度向上に繋がるよう、運用の改善を求める。	厚生労働省からの回答が「提案の趣旨については既に実施済である」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。 また、「ウインド・マシンの貸与についての周知を毎年度実施する等、より一層の周知を図る」とあるが、貸与を希望しても台数が足りずに貸与されない状況にあるとの意見もあるため、ハード面の整備も検討されたい。

30

31

④ 27 年度までに専門部会で重点事項として審議した事項のうち、27 年までの対応方針で 28 年以降の検討事項とされているもの、及び 28 年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの

(1) 平成 27 年案件（フォローアップ）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	平成 27 年 対応方針時点での調整結果	全国市長会意見
32	B	兵庫県、滋賀県、関西広域連合	非農林漁業者が農林漁業体験宿業を行う場合においても旅館業法施行令及び施行規則の特例措置が受けられるよう適用要件の緩和	空き家を活用して農林漁業体験宿業を営む場合の客室面積の条件についても、「規制改革実施計画」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)に基づき検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	提案団体の提案に沿って、検討を進められた。 なお、非農林業者への適用条件や衛生管理の担保などについて熟慮が必要。
33	B	和歌山県、兵庫県、鳥取県	介護保険制度における住所地特例の見直し	要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整については、国庫負担金のうちの調整交付金(122 条)の配分効果を検証しつつ、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に周知する。	検討に当たっては、介護費用の負担のあり方、医療介護体制の見込み、移住者の把握・管理等における自治体の事務の状況等に十分留意することが必要と考える。
34	A	指定都市市長会	幼保連携型認定こども園以外の認定に係る権限の移譲	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向で検討し、平成 28 年中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3 条 1 項、3 項及び 7 項並びに 4 条 1 項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3 条 5 項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3 条 8 項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3 条 9 項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7 条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8 条)	提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

④ 27年度までに専門部会で重点事項として審議した事項のうち、27年までの対応方針で28年以降の検討事項とされているもの、及び28年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの

(1) 平成27年案件（フォローアップ）（つづき）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	平成27年 対応方針時点での調整結果	全国市長会意見
35	B	岐阜県	都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和	都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限（施行令8条1項）については、政令を改正し、基準を弾力化する。 具体的な制度設計については、都市公園における運動施設の設置の状況や地方公共団体の意向等を調査し、平成28年中に結論を得る。	提案団体の意見を尊重されたい。
36	B	埼玉県	公営住宅建替事業の施行要件の緩和	公営住宅の非現地における建替え・集約化の方策については、事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方等を含めて総合的に検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
37	B	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し	土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議（9条）については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	意見なし
110	B	栃木県	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更		
213	B	広島県	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更		

④ 27 年度までに専門部会で重点事項として審議した事項のうち、27 年までの対応方針で 28 年以降の検討事項とされているもの、及び 28 年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの

(1) 平成 27 年案件（フォローアップ）（つづき）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	平成 27 年 対応方針時点での調整結果	全国市長会意見
45	A	さいたま市	介護支援専門員業務に係る指導監査事務の都道府県から指定都市・中核市への移譲	介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受命命令及び業務禁止（69 条の 38）に係る事務・権限については、地方公共団体から意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う地の市町村への付与又は移譲について検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<p>指定都市については、提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>なお、中核市への移譲については、手挙げ方式による移譲も含め検討すること。</p> <p>また、移譲にあたっては、人員確保・体制整備のための十分かつ確実な財政措置が必要である。</p> <p>当該事務・権限の移譲の検討にあたっては、指定都市から下記のとおり整理すべき事項が挙げられたことを申し添える。</p> <p>&lt;整理すべき事項等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務・権限の移譲により、指導・監査の主体の数が増えることから、取扱いに差が生じる恐れがある。</li> <li>・については、国において統一的な取扱指針・マニュアル・Q&amp;A 等を充実させる必要がある。</li> <li>・現在の制度のままでは、指導・監査の権限が移譲されたとしても登録地以外の事業所に就業する介護支援専門員には、指導・監督の権限が及ばないため、新たな仕組みを考える必要がある。</li> <li>・当該事務・権限の移譲に当たっては、平成 27 年度の介護保険法の改正の効果も踏まえ、移譲の時期等の検討を進めるべきである。</li> <li>・指導監査事務の権限を政令市・中核市に移譲する場合は、他の政令市・中核市、都道府県との情報共有を密にするシステムの構築が必要である。</li> <li>・厚労省の見解では、介護保険法第 83 条により、既に市町村長に介護支援専門員に対する指導権限が付与されているとする。しかし、市町村長が必要な指示を行い、これに介護支援専門員が違反する場合は、同法 69 条の 39 の介護支援専門員の登録削除の規定が適用されないため、市町村長の指導監査の実効性を担保するためには、新たな仕組みが必要となる。</li> </ul>

④ 27 年度までに専門部会で重点事項として審議した事項のうち、27 年までの対応方針で 28 年以降の検討事項とされているもの、及び 28 年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの

(1) 平成 27 年案件（フォローアップ）（つづき）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	平成 27 年 対応方針時点での調整結果	全国市長会意見
180	B	京都市	生活保護適正化に係る実施 機関の調査権限の強化	保護の決定等に当たり行う要保護者等の資産・収入等に関する銀行、要保護者等の雇主等に対する報告の求め（29 条 1 項）については、より円滑な運用がなされるよう、経済団体、業界団体等を通じてなどして要保護者等の雇主等に対して協力要請を行うことを検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、調査権の拡大が実態を伴ったものとなるよう、全国銀行協会等の関係機関との調整について配慮することについても検討すべきである。
81	B	豊田市、松山市	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	公営住宅の明渡し請求の対象となる高額所得者の収入基準（施行令 9 条）については、現在、全国一律に政令で定めているが、これを改め条例に委任するなど地域の実情を反映する方向で検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	提案団体の提案の実現に向け、地域の実情に応じた収入基準の設定などについて積極的な検討を求める。

- ④ 27年度までに専門部会で重点事項として審議した事項のうち、27年までの対応方針で28年以降の検討事項とされているもの、及び28年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの  
 (2) 平成26年案件（フォローアップ）

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	平成26年 対応方針時点での調整結果	全国市長会意見
41	B	酒々井町	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（19条3項（21条2項で準用する場合を含む。））については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。	意見なし
42	B	愛知県	地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意を要しない協議（6条5項）に関し、当該計画の内容のうち、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項（5条2項5号の2）に係る協議については、見直す方向で検討し、森林・林業基本計画の変更（森林・林業基本法（昭39法161）11条7項）に合わせて結論を得る。	意見なし
	B	福島県	都道府県が定める地域森林計画に係る国への協議、同意の廃止		